

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第168号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年10月10日 09時40分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市豆酏 ^{まづ} 南西沖 豆酏 ^{まづ} 灯台から真方位258° 8.1海里付近 (概位 北緯34° 04.3′ 東経129° 00.8′)	
事故等調査の経過	平成21年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{エバー ユニオン} EVER UNION (カンボジア王国)、1,287トン 8707185 (IMO 番号)、 EVER UNION SHIPPING COMPANY LIMITED B 漁船 ^{けいりょう} 第五慶漁丸、4.5トン NS3-87906 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、中華人民共和国発給船長免状 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 1人 (船長B 外傷性脾臓及び腎臓損傷、頸椎捻挫)	
損傷	A 右舷船尾部に擦過傷 B 船首部を脱落	
事故等の経過	A船は、船長Aほか8人が乗り組み、豆酏 ^{まづ} 南西沖を北西進中、B船は、船長B1人が乗り組み、約223°の針路及び約13ノットの対地速力で自動操舵により漁場に向けて南西進中、平成21年10月10日09時40分ごろ、A船の右舷船尾部とB船の船首部が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮流 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A 不明、B あり A 不明、B なし A なし、B なし A船の調査が行えなかったため、衝突した状況を明らかにすることができなかった。 B船は、豆酏 ^{まづ} 南西沖を南西進中、レーダーによりA船を認めたが、A船の後部を通過できると思い込み、適切な見張りを行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、豆酏 ^{まづ} 南西沖において、A船が北西進中、B船が南西進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられるが、原因を明らかにすることはできなかった。	